

— 第40回 憲法と平和を考えるつどい —

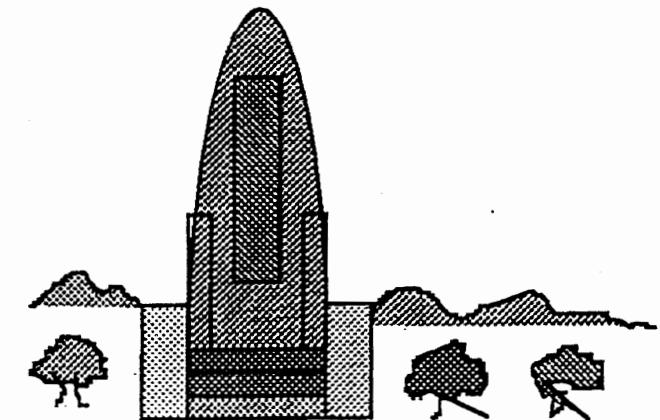
# 「八紘一宇の塔」の問題を通して 憲法施行50周年の意味を考える

パネルディスカッション： 報告者 児玉 武夫 氏（「平和の塔」の史実を考える会会員）  
鍵田 萬喜雄氏（弁護士） 68才（54.2.10生）  
金子 弘二 氏（宮崎大学教授）

## 〈資料集〉

### 〔目次〕

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| 1. 日本国憲法、大日本帝国憲法（抜粋） | p. 1～2   |
| 2. 八紘一宇の塔関係資料        | p. 3～12  |
| 3. 八紘一宇の塔関連年表        | p. 11    |
| 4. 太平洋戦争の人的被害        | p. 12    |
| 5. 新聞記事              | p. 13～17 |



★日 時：1997年2月11日（火）午前10時～12時

★場 所：宮崎市総合体育館1階 大会議室（宮崎駅東側、宮崎女子高北隣）

主 催：宮崎民主法律家協会、日本科学者会議宮崎支部、「平和の塔」の史実を考える会  
連絡先：宮崎中央法律事務所（TEL 0985-24-8820）

# 日本国憲法

昭和二二年一月三日公布  
昭和二二年五月三日施行

## 日本国憲法

日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに王権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その権威は國民に由來し、その権力は國民の代表者がこれを行使し、その権利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、

命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること  
二 国会を召集すること  
三 衆議院を解散すること

四 国會議員の総選挙の施行を公示する。

五 國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復讐を認証すること。

七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

第十九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

## 第二章 戰争の放棄

### 第三章 國民の権利及び義務

第十一条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十二条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の國民に与へられる。

第十三条 この憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十四条 すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十五条 すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社会的関係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

栄誉、勳章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十六条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の権利である。

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみに専念して他国を無視しではなゐないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第一章 天皇

第一条 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本國民の総意に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。

第三条 天皇の國事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める國事に関する行為のみを行ひ、國政に関する権能を有しない。天皇は、法律の定めるところにより、その國事に関する行為を委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその國事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

天皇は内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

# 大日本帝国憲法

発布 明治二十二年二月一日  
施行 明治二十三年一月二十九日

告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ詰ケ白サク皇朕レ天壇無窮ノ宏鎮ニ循ヒ惟神ノ宝祚ヲ承  
繼シ旧國ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ  
人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ章程ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由  
スル所ト為シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家  
ノ不基ヲ鞏固ニシハ洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ  
制定ス

惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ胎シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕  
カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我力

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕力現在及将来ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履  
行シテ懲ラサラムコトヲ誓フ庶幾クハ  
神靈此レヲ鑒ミタマヘ

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福ヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クル  
ノ大權ニ依リ現在及将来ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス  
勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタル  
ナリ朕我力臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕  
カ意ヲ奉体シ朕力事ヲ獎順シ相与ニ和衷協同シ益々我力帝國ノ光榮ヲ  
中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ  
負担ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ万世一系ノ帝位ヲ践ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即  
チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進  
シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ  
國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ  
履践シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民  
ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ朕及  
朕カ子孫ハ将来此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ懇ラサルヘシ  
朕ハ我力臣民ノ権利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法  
律ノ範囲内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議会ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開会ノ時ヲ以テ此ノ憲  
法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ  
将来若此ノ憲法ノ或ル条章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ  
朕及朕カ子孫ハ将来此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ議會ハ此ノ憲法  
ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛  
更フ試ミルコトヲ得サルヘシ  
朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ為ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現  
在及将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

2

## 御名御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵 黒田清隆  
枢密院議長 伯爵 伊藤博文  
外務大臣 伯爵 大隈重信  
海軍大臣 伯爵 西郷従道  
農商務大臣 伯爵 井上馨  
兼内務大臣 伯爵 松方正義  
陸軍大臣 伯爵 大山巖  
文部大臣 子爵 森有礼  
通信大臣 子爵 横本武揚

## 大日本帝国憲法

### 第一章 天皇

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ  
之ヲ行フ

第五条 天皇ハ帝國議会ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七条 天皇ハ帝國議会ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ  
命ス

第八条① 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル為緊急ノ  
必要ニ由リ帝國議会開会ノ場合ニ於テ法律二代ルヘキ勅令ヲ發ス

② 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝國議会ニ提出スヘシ若議会ニ於テ承  
諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

### 第二章 臣民権利義務

第一八条 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所に依ル

第一九条 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文部官ニ  
任セラレ及其ノ他ノ公務に就クコトヲ得

第二〇条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二一条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

第二二条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ居住及移転ノ自由を有ス

第二三条 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問处罚ヲ受ク  
ルコトナシ

第二四条 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪

ハル、コトナシ

住所に侵入セラレ及搜索セラル、コトナシ

日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サ

## 紀元二千六百年宮崎縣奉祝會設立趣意書

日向の國は畏くも 皇祖發祥の聖地であり、且つ皇國御鑿造の御準備地であります。

天孫瓊々杵尊は高千穂に御降臨遊ばされ、爾來 彦火々出見尊、鷲鷹草葺不合尊の御三代は此の地に御留まり遊ばされ、我國土經營の爲め御足跡御脣く到る處に民を御指導遊ばされました。御四代の神武天皇亦御歲四十五歳に到るまで、この御三代の御遺業を御繼承御大成相成り、正を養ひ慶を積み暉を重ねて一意民力を伸べしめられ、皇化の光被するところ大に日向の精神は振り、產業は興り、武備亦整ひ、皇國御鑿造の御準備は出来上つたのであります。今日日向の地到る處の聖蹟は、此の忝き神々御經營の中心地にあらざるはなく、今尚神代の壯大なる佛を留むるものが少くありません。

茲に於て太歲甲寅冬十月、神武天皇は其の御宮居たる皇宮屋（官幣大社宮崎神宮の西北九町の裏地）を御進發、御途上今の日向國一の宮國幣小社都農神社に戦勝の御祈願を籠めさせられ、美々津の港より威風堂々舟師を率みて御東遷相成つたと傳へられて居ります。

天皇の聖威は日向御進發以來約七箇年に亘り、然も皇兄五瀬尊は御陣列遊ばさる、程の御苦戦であつたのであります。天皇が大和の檍原の宮に御即位遊ばされて、茲に天壤無窮の壯嚴偉大なる大日本帝國の礎は固められたのであります。此の赫奕たる天業の御成就に到る迄の御苦心については、我等國民は常に深き感激を禁じ難い所であります。

来る昭和十五年に、紀元二千六百年を迎ふるにあたり、財團法人紀元二千六百年奉祝會は、政府の大なる援助の下に、其の奉祝の記念として檍原神宮と共に、宮崎神宮共に、神武天皇の神鎮まります所であります。一つは天皇の天業御成就の地として、他は天業御準備の地として、共にゆかりある二大聖地であります。かやうな意味に於ける今回の施設と思考する次第であります。然かも我等が感慨の眞に深いものがあります事は、此の事業が今次聖戰の眞只中に行はれる事であります。申すまでもなく今次聖戰は、神武天皇御肇國の御精神たる八絃一字の實を東亞の天地に顯現せんとする聖業でありまして、現時聖戰の段階は、天皇が日向御進發以來の御聖戰の一過程にも比すべきかと考へられるのであります。

斯の如き時にあたり、贊古の紀元二千六百年の一大慶典を迎へ、其の記念として宮崎神宮の境域擴張等の事業が施行せられるに至りましたので、我が八十五萬の縣民としては、實に感激措くところを知らざるものがあるのです。

茲に於て全縣民一體となり、更に縣外本縣人並に特別縁故者等の御賛助を得て、紀元二千六百年宮崎縣奉祝會を組織して、報本反始の滿腔の赤誠を效し、兼ねて皇國無窮の進歩にいざかにても寄與したく、左記の諸事業を行ふことに致しました。冀くは何卒本會設立の趣旨御賛同の上、其の微衷達成のため御協力を給はらんことを切望致す次第であります。

### 事業の要綱

#### 一、縣内全神社の祭典執行

紀元二千六百年に、官幣大社宮崎神宮の天祭を行はるに當り、之に協賛して縣内全神社に於ても一齊に祭典を執行致します。

#### 二、上代日向研究所の設立

眞乎の偉大なる日本精神の究明と擴充とは現下並に將來無窮に亘る皇國の進展には絶對的の急務と存じます。然して之が爲には先づ日本國民の本然的なる獨自の國家生活と其の理想とについての實證的探求から發足する要があります。

それについては天孫降臨、日向御三代、並に神武天皇の宏謀當時の御政狀と君臣の大發、社會生活の様相、產業、教育、軍事、其他の當時の一切の事情等につき史實は固より現在日向に存する夥しき傳說、口碑、遺蹟、遺物並に地理、氣候、風土、其の他、あらゆる視野より優秀の學者を招聘し、且つ日向の全研究家を動員して研究する事は、最も有意義の事と考ふる次第であります。

かくして潤澤豐富なる資料を蒐集し置き、新界の研究者のため十分なる便益を供せんとするのであります。

#### 三、八絃之基柱の建立

神武天皇の御聖蹟は、日本國土はもとより全世界の罪穢れを祓ひ、之を化育し、之を掩ふて家となすの御精神と拜祭いたします。今や、今上陛下は、神武天皇の八絃一字の御精神を東亞に顯現せんとして、聖戰を進め給ふのであります。又之が皇國無窮の理想であります。故に、神武天皇御東遷前の宮址たる皇宮屋附近の適地を選び、石造堅牢の純日本式にして崇高壯大なる萬古不易の八絃之基柱を建立いたします。其の材料の一部として、東亞はもとより世界の各地、御陵廟の及ぶ所より石を蒐めて其の上に之を築造し、其の御柱の正面に『八絃一字』等の御言葉を彫刻し、又適當なる箇所に紀元二千六百年慶典の行はれる時に於ける皇國の國勢の要點を刻記して、永く國民奮起國家隆運の資といたします。

#### 四、神武天皇の御聖蹟顕彰並に紹介

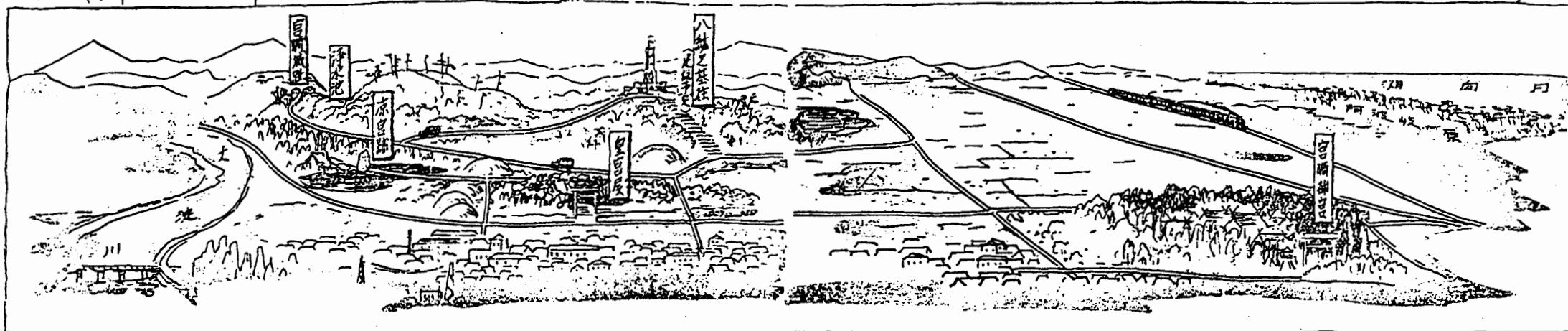
神武天皇の御聖蹟は縣内二十餘箇所あります。之等につき適當に顯彰施設いたしますと共に、映画、印刷物等に依り廣く天下に紹介致します。

五、遠祖恩靈祭の執行

神武天皇御東遷に當り、日向の民は大伴部久米部の部民として水軍又は陸軍に参加し、約七箇年に亘り梅雨淋漓あらゆる辛酸勞苦を経て天業を真質し奉つたのであります。大伴氏の『海行かば』の歌は當時の日向人の天皇に對して抱き奉つたる止むにやまれぬ眞情であります。之等遠祖の聖靈の祭祀を行ひます。

昭和十四年四月二十九日施行（日向観光協会）

「霧島」大正二年七月祖國日向、第1号



## 八紘之基柱 あめつちのしまはしら

### 祖國日向の奉祝記念事業進む

紀元二千六百年を奉祝する 皇祖神武天皇御發祥の祖國日向では、昨秋官幣大社宮崎神宮境内擴張整備事業の起工祭が舉行されて以來、こゝその上の宮趾なる聖域に、祖國振興隊の隊旗は翻揚として翻へり、老幼男女隊員の篠々しい奉仕、中には遙々他府縣からお詣りして捧げる敬虔な活動の姿等が連日こゝに繚れられて、紀元二千六百年への縣民の感激は日と共に聖地日向の開々にまで及んでゐるが、此の紀元二千六百年奉祝會に依つて執行される記念の行事に併行して着手される紀元二千六百年宮崎縣奉祝會の本縣獨自の記念事業計畫も爾來着々進行中である。

就中 皇祖神武天皇御東征前の御宮趾皇宮屋の聖蹟の後方の秀麗な高臺をトして建設される『八紘之基柱』の大計畫は會長相川知事等主腦の半歲に亘る苦心研究の結果、昨秋正式發表を見るに至り、更に大阪毎日並東京日々兩新聞社の熱誠なる協援を得る事に決定し、銳意事業の完成を期するに至つた事は、去る紀元の佳節を以て發表された通りである。

此の八紘之基柱は恰も東亞建設の聖戰の最中なる紀元二千六百年の聖歲に於て 皇祖神武天皇の廣大無邊なる肇國の皇謨を仰ぎ奉り、併せて此の聖歲に於ける帝國の國勢の要點を刻記し！

て永久に光榮の日を記念せんとするもので、天地のあらん限り、我が日本民族が世界の開々から遙かにこれを仰いで感奮興起するであらう國民基であり、雄大壯麗なる肇國精神の表徴なのである。

從てこれが建設は洽く天下の協力に基づいて完成せんとの建前を取り、帝國内外は云ふまでもなく、いやしくも帝國臣民のあるところ、海外諸邦の在留日本人からも建築材料の一部たる石材の獻納を受ける事になつてをり、尙その獻石には各々獻納團體名を刻記するもので實に一億國民の燃え上る力の集積に依つて建設される萬古不易の一大基柱となる譯である。

以上の主旨に基づく爲めこれが建築設計やその建設場所の選定等には殊に入念慎重を期した次第であるが、建設設計は裏に本邦彫塑界の明星日名子質三氏に委嘱し、同氏は昨冬來縣して前後十日間に亘る聖地日向巡歷の裏惑に基づき畢生の努力を拂つて既に命心の模型を成就されるに至つた。これが總工費は約五十萬圓に達する見込で早くも各方面から奉賛金として浮財の寄進を見てゐるのも大いに限りである。

尙その建設豫定地は前述の通り宮崎神宮の西北、神武天皇御皇居の聖蹟皇宮屋の後方なる綠樹帶の高臺の一處で此のあたり累々として大小の古墳點在し佇むものを往古を仰ぎ偲ばしむるに恰好の浮城である。然かも眺望洵に絶佳、西に大淀川の清流を隔て、遙かに雲嶺高千穂の峰に對し、東は聖城筑紫日向の橋の小戸の阿波岐原の青松の涯に日向灘の紹引を望み、こゝに忽然として八紘之基柱出現の曉は祖國日向への聖蹟參拜者をして一入深い感銘を覚えしめるであらう。

## 復元されなかつた「大日本国勢記」と「定礎式の辞」

### 1 八紘之基柱大日本国勢記（基柱背面に陰刻）

大日本帝国ハ神國ナリ。遼邈ノ世、二尊大八洲ヲ生成シ、天照大神筑紫日向ノ橘ノ小戸ノ檍ケ原ニ降誕シ給フ。尋テ天孫瓊々杵尊、天壤無窮ノ進勅ヲ受ケ、三種ノ神器ヲ奉ジ、日向ノ高千穂ノ穗触峰ニ降臨シ給ヒ、三代相承ケ、養生・積慶・重暉・ノ皇德ヲ宣布シ給フ。神武天皇天業ヲ恢弘スベク國中ノ精銳ヲ率キ、此ノ地ヲ發シテ東遷シ、大和櫛原宮ニ即位シ給ヒ、万代不易ノ皇基茲ニ確立ス。爾來、皇統連綿トシテ、歷朝聖德無辺、億兆匪躬ノ臣節ヲ竭シテ、國運年ト共ニ隆昌ナリ。殊ニ明治維新ノ鴻業成ルヤ、文教武備大ニ興リ、日清・日露ノ両役及ビ第一次世界大戰役ヲ経テ國威弥々宣揚シ、皇化益々普治ス。昭和六年、滿州事變起ルニ及ビ、東洋平和ノ為メニ凶醜ヲ攘ヒ、遂ニ友邦滿州帝国ノ創建ヲ見ル。昭和十二年、支那事變勃発スルヤ、東亞永遠ノ平和確保ノ為メ國家ノ総力ヲ挙ゲテ之ニ當ル。聖戰既ニ四歳、皇威ノ及ブ所、北ハ黒竜江畔ヨリ、西ハ蒙疆ノ荒野ニ亘リ、北・中・南支ヲ連ネテ、遠ク南海ニ至ル。帝國ハ全面積四万二千二百十一平方里、総人口約一億を算ス。

極東 千島占守島東崎 北緯 五十度四十五分五十七秒

		東經	百五十六度 三十分四十八秒
極西	新南群島	北緯	八度三十八分
		東經	百十一度五十五分
極南	新南群島	北緯	七度五十二分
		東經	百十二度五十五分
極北	千島阿頬度島北端	北緯	五十度五十五分二十四秒
		東經	百五十五度三十一分四十八秒
南洋群島（委任統治）			
極東	ヤルート ミレー島	北緯	五度五十三分
	ナーリキリック島	東經	百七十二度 十分
極西	バラオ トコベ島	北緯	三度
		東經	百三十一度 十分十秒
極南	ボナベ グリニッヂ島	北緯	一度 一分三十秒
	サイパン ウラカス島	北緯	百五十四度四十六分二十三秒
		東經	二十一度三十二分四十二秒
極北		東經	百四十四度五十三分四十二秒

今ヤ聖代ノ下、紀元二千六百年ノ佳歲ヲ迎フ。会々第二次世界戰役起リ、帝國ハ内、万民眞贊ノ新

体制ヲ確立シ、外、独逸・伊太利ト盟約シ、世界新秩序建設ノ偉業ニ邁進シ、以テ八紘一字ノ大理想ヲ顯現セントス。

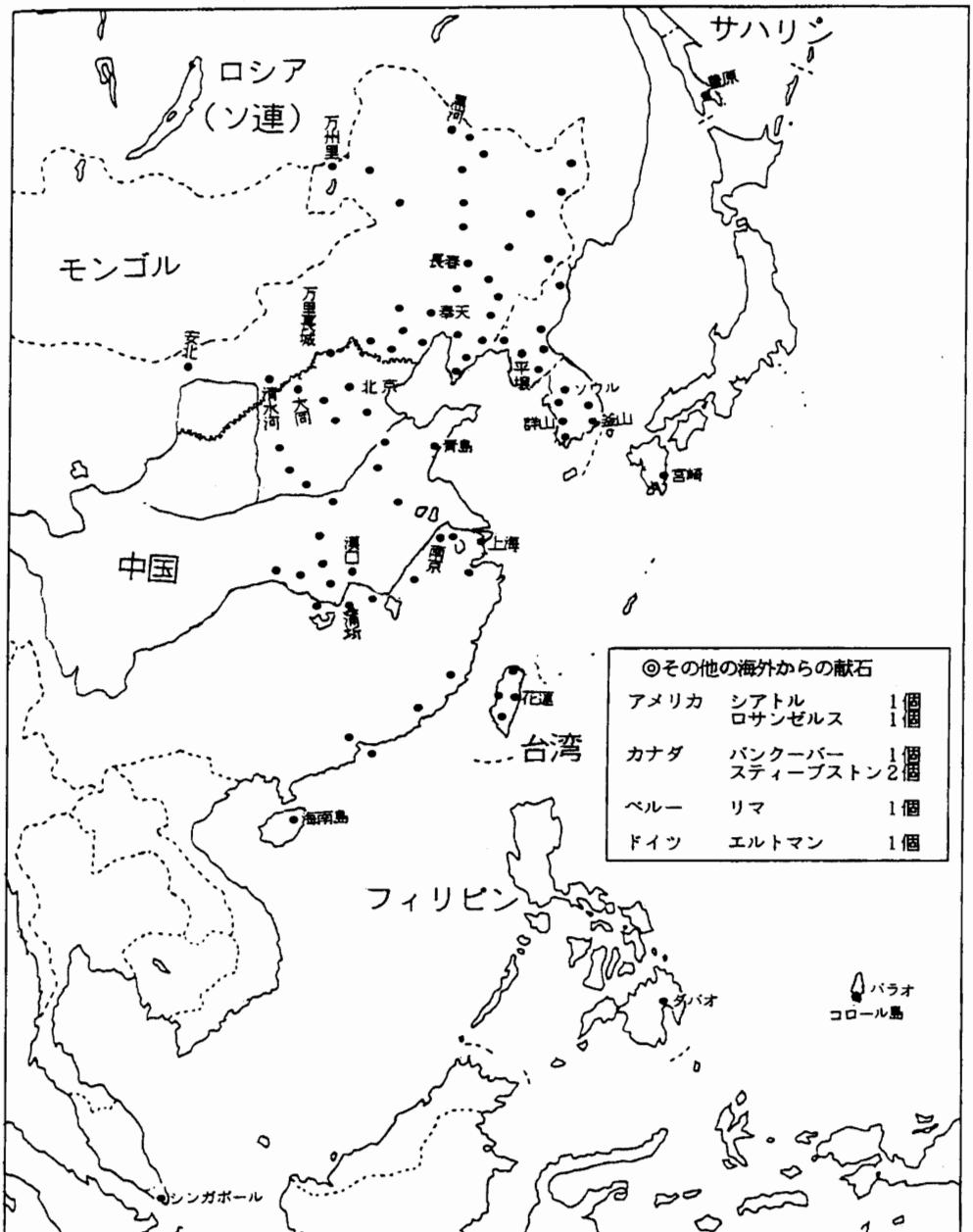
コノ靈域ニ詣ア、コノ基柱ヲ仰グモノハ、宏遠ナル祖宗暨國ノ御理想ヲ敬崇シ無極ノ皇恩ニ感孚スルト共ニ、益々雄健ナル國民精神ヲ振作シ、愈々尽忠報國ノ赤誠ヲ輸スベキ也。

「日向ばけ抄」日高重孝著より

## 2 八紘之基柱定礎式之辞（基柱正面に銘刻）

恭シク惟ルニ、日向ハ大日本ノ祖國、天祖ココニ降誕シ、天孫ココニ降臨シ、実ニ我ガ神聖ナル皇室発祥ノ聖地タリ。恰モ皇紀二千六百年ノ嘉辰ニ当リ、畏クモ神武天皇皇居ノ靈域ヲトシ、八紘之基柱ヲ建設シ、以テ宏遠ナル暨國ノ理想ヲ中外ニ宣揚シ、無辺ノ皇德ヲ永遠ニ虔仰シ奉ラントス。伏シテ願ハクバ、昊天后土、常磐堅磐ニコノ聖柱ヲ鎮護シ、千秋万古、皇國ノ昌運ヲ靈助シ給ハシコトヲ。稽首敬拜。

昭和十五年庚辰神武天皇祭日



上の地図はアジア太平洋戦争当時、日本が「大東亜共栄圏」といってい  
た範囲とほぼ重なる。1939年「八紘一字の塔=平和の塔」には「皇威の  
及べるところ」から石を送らせた。その一部を黒点●で示した。





## 県立平和台公園

この公園は、紀元二六〇〇年記念事業として県奉祝会が中心となり県内はもとより広く国内外の有志の協賛をえて、「八紘之基柱」の建設と広場一、六〇〇坪（八、五八〇平方メートル）の造成を行ない昭和一五年一月二十五日に完成した。

この台地は、神武天皇ご東征当時の宮居の跡といわれる「皇宫居」の北部に位置し、海拔六〇メートル、下北方古墳群に囲まれている。台上の塔は、高さ三六・四メートルで国内各地をはじめ当時世界各地に在住した日本人団体及び友好諸国から寄せられた切石一、七八九個を含む石材八三四立方メートルで築かれ、作業員は奉仕団を含め延べ六六、五〇〇人、総工費六七万円を費している。

塔は日名子実三氏の設計になり、外形は神事に用いるご幣を象徴しており、左に向かつて荒御魂（武人）、奇御魂（漁人）、幸御魂（農人）、和御魂（工人）の四像を配し、昔の生活風俗をしのばせている。

正面には、秩父宮雍仁親王殿下の真筆による「八紘一字」の文字が永遠の平和を祈念して刻みこまれているが、終戦の昭和二〇年八月にはその精神が戦争目的に利用されたとして削除され、「荒御魂」像もまた武力を象徴するものとして取り除かれ、その後、塔は「平和の塔」と呼ばれるようになった。

しかし、昭和三二一年四月九日に都市公園の決定をうけて公園整備が進むにつれ、美術工芸品としての塔の完全復元と保存の機運が台頭し三七年一〇月五日に「荒御魂」像が、四〇年一月三一日に「八紘一字」の文字が復元された。

また三七年三月三一日に、はにわ園、はにわ館が設置され三九年のオリンピック東京大会の際は、國內聖火リレー第二コースの起点に選ばれ、九月九日この地に運ばれた聖火は翌一〇日県民歓送のうちに東京への第一歩をふみ出した。これが機縁となり、オリンピックの主会場であった東京都の日比谷公園との姉妹公園の縁を結んでいる。

なお、県立都市公園としては、昭和三五年度から四五年度まで数次にわたる年次整備計画に基づき、県・市民の憩いの場として拡充整備をすすめ、神話の國みやざきを象徴するにふさわしい姿を整えるにいたっている。

昭和四六年三月三一日

宮崎県知事 黒木 博

# W エドワーズセイ

宮崎「平和の塔」について

1994年7月の末、「平和の塔」の存在を初めて知るようになった。天理大学の考古学教授を中心とする研究グループに加わり、古墳時代の遺跡を見るために宮崎を訪れた時。出迎えにきた県の教育庁の方が、博物館や遺跡を見回るついでに、平和台公園に立ち寄って塔の案内もして下さった。初めて見る人の大半は、塔をどう理解すればよいか戸惑うだろう。私もそうだったが、塔の階段を登って「嚴室」の扉を見た時、塔が建設された当時の状況が克明に表れていると思った。

私も考古学が好きで、その学史を研究している。もっと広く言えば、日本人が自分達の過去をどう勉強して、どう理解してきたかに興味を持っているが、そういった研究の中の一つとして検討した静岡市の登呂遺跡の発掘調査と塔の建設とを比較してみると大変面白い。終戦直後に行われた、弥生時代における日本の農耕生活のルーツを具体的に描いた調査として広く知られているが、なぜ、物質的に苦しい時期にあれだけの規模の発掘をしたのだろうか、また、なぜ全国の注目を受けたのだろうか。発掘の様子を伝える当時の新聞記事や参加した人々の記録をみると、調査によって平和的な農耕民族として先祖の姿がよみがえった、と強調されている。厭戦で疲れ果てた国民にとって、その直前まで絶対的だった軍国主義を否定するための好資料だったに違いない。だが、その歴史観は客観的なものというより、時勢に合わせて過去から欲しいものを選び抜いて、「先祖の姿」とする恣意的な側面もあることが窺える。この点では、「平和の塔」も対照的で同時に似ていると思う。

塔の扉には、神武天皇東征の伝承が描かれている。このテーマの選択はもちろん、「大東亜の新秩序」を起こすため大陸に出兵していた当時の政治的状況と無関係ではない。また、絵を構成しているものも、神話または考古学資料から選び出されているが、西都原古墳群出土の埴輪の船が大勢の兵を乗せる軍艦として描かれているように、やはり軍事的な性格が強調されている。この様子を見た時、戦前の歴史観を示すものとしてもっと勉強すべきだと思い、今後の研究対象に加えることを決意した。

1995年には、2回ほど宮崎まで出張して塔の調査を行った。8月には主に県立図書館で関係資料を収集したが、NHKにも問い合わせた結果、かつて放映された番組のビデオを送ってもらうことができた。お陰で「『平和の塔』の史実を考える会」の活動を知るようになり、12月には会員と交流して、塔や関連している場所を案内していただいた。また、『石の証言』の一冊を手に入れることができ、「史実を考える会」の今までの調査の成果が多いに私の研究の助けとなると同時に、刺激を与えてくれる。

去る4月20日に、天理大学で考古学の教員・OB・学生25人ぐらいの集まりで、スライド等を見せながら塔について簡単に発表する機会があった。話しのあと、質疑応答が長く続き、その後の懇親会でもいろいろとこの件について話を聞かされた。特に励みとなったコメントは、私と同年ぐらいのOBが言ったことだ。「私は親父から時々戦争のことを聞かされたので、先生の話しに出た言葉（八紘一宇、赤誠など）はわかるが、30代以下の人はなかなか通用しない」。当時の状況や心境を記録しておかないと、全く忘れられてしまう、という意味だった。

これからも、歴史を考えて、史実を後生に伝えることは、本当に意義のあることだと考えている。

W. エドワーズ  
天理大学国際文化学部  
日本学科教授

1945	S20.5.独降伏 7.26 ポツダム宣言 8.15 日本敗戦	○S20.4.25 日名子、死去。 同.6.23沖縄戦終結。7.28ポツダム宣言拒否。 8.6 広島原爆。8.9 長崎原爆。
1946	S21.10.24国際連合成立	○S21.1.12八紘一宇の文字、武神像など取り外し開始。 ○同.1.公職追放はじまる。相川も追放。
1950	同.11.3憲法公布	
1950	S25.6.朝鮮戦争勃発	
1951	S26.サンフランシスコ平和条約	○1952 S27.第25回衆議院選挙、宮崎県一区相川当選。連続八期。
1956	S31.日ソ国交、日本国連加入	○1957 S32.都市公園計画で平和台公園を採用。
1960	S35.新日米安保条約	○S35.オリンピック聖火起点構想。 ○1962 S37.9.武神像復元着工。
1964	S39.18回東京オリンピック→	○S39.2.5 武神像を県が採納。
1965	S40.～ベトナム戦争～	○S40.1.8 八紘一宇復元。 ○1970 S45.4.4 八紘台復活反対会議結成。
1972	7.5.沖縄復帰 .9.中国と国交回復	○1971 S46.3.32 「県立平和台公園」由来碑。
1973	S48.3.～ベトナム戦争終結宣言～	○S48.10.3 相川死去。
1978	S53.日中平和条約	
1984	S59.中国各地戦争記念館建立→	1985 S60.日本の教科書記述が問題化。 ○1991 H03.10.「平和の塔」の史実を考える会発足。
1993	H05.5.9～12考える会訪韓→	○H05.5.10～11 郡山の石21個、考える会現地証言検証取材。
1994	H06.4.28～5.6 同訪中 →	○H06.5.5 上海体育学院(旧上海市政府庁舎)で 礎石の同一物を発見。 同.5.3 南京大虐殺捏造と永野法相発言。
1995	H07.中・仏核実験統行	H07.10.江藤総務庁長官、植民地美化発言で辞任。 ○H07.12.8 考える会『石の証言』ブックレット 発行。

## 宮崎の「平和の塔」関連年表

○=塔関連、M=明治、T=大正、S=昭和、H=平成		
1874	M07.台湾出兵	○1872 M05.神武天皇即位年を紀元とする。 1873 M06.富国強兵=徵兵令
1894	M27.日清戦争～M28	1889 M22.大日本帝国憲法 → 朝鮮へ日本兵出兵。台湾、遼東を日本領土にする。M28.8.台湾に軍政を敷く。
1897	M30.大韓帝国誕生	樺太南半分、南満州ロシア鉄道、鉱山権利を得、旅順、大連を借り、出兵。
1904	M37.日露戦争～M38	M43.8.朝鮮総督府設置。1919 T08.「3.1万歳事件」朝鮮独立運動。 → ドイツ領南洋諸島の委任統治権を得る。
1910	M43.8.日韓併合	日本、国際連盟に加盟。1925 T15.治安維持法議会通過。
1914	T03.第一次世界大戦～1918→	柳条湖鉄道爆破、日本出兵満州占領。中国、日本侵略を国連に訴える。
1920	T09.国際連盟成立	→ S07.「5.15事件」。政党内閣の終焉。
1931	S06.9.18満州事変	○S09.相川、内務省警保局保安課兼高等課長(特高)、大本教一斉検挙。 S11.2.26「2.26事件」
1932	S07.1.第一次上海事変 同.3.満州建国	○相川、朝鮮総督府外事課長へ左遷。 ○S12.7.7相川、朝鮮総督府より宮崎県知事に就任。
1933	S08.日本国連脱退	○同.12.22相川、祖国振興隊結成。
1934	S09.ヒットラー統領就任	S13.4.国家総動員法公布。
1936	S11.第11回ベルリンオリンピック	○同.10.ヒットラー-ユ-ゲント来県。相川、八紘之基柱建設を県会に提唱。
1937	S12.7.7.日中戦争 同.11.日独伊防共協定 同.12.13南京大虐殺	○同.秋、相川、日名子に塔の制作を依頼。 ○S14.3.23模型完成。
1938	S13.8.16ヒットラ-ユ-ゲン ト来日	同.9.相川広島県知事に任命され離県。 ○S15.7.大東亜新秩序国防国家建設方針。
1939	S14.第二次世界大戦～1945 S20	同.10～12.日向建国博覧会。 ○同.11.10 皇居前紀元2600年記念式典。
1940	S15.9.27日独伊三国同盟	同.11.25 八紘之基柱竣工式。 1942 S17.4.18 本土初空襲。
1941	S16.12.8 太平洋(大東亜)戦争	○1944 S19.11.1八紘台アザイン十銭券発行
1943	S18.9.伊降伏	

## 概観 日中戦争と太平洋戦争

### 太平洋戦争の人的被害(死者数を中心)に)

国名 カッコ内は当時の 人口を昭和20年の毎日年鑑より引用	田文京二中生が 大使館などから取材したもの
中國 4億人	死者 軍人・ケリラ 321万人 一般市民1,000万人以上 計1,321万人以上
朝鮮 2,550万人	数字まで取材できず。戦死・不明15万人、強制連行など70万人 戦犯148人うち23人死刑(授業プリント)
ベトナム 1,400万人	1944~45年200万人餓死 革命家など2,000人虐殺。全体で人口の7人に1人の割合で死亡
インドネシア 6,150万人	正確な数字は不明だが餓死者10万人
フィリピン 1,630万人	死者 軍人2万人、ケリラ29,621人 計49,621人 負傷者軍人2万4千人、一般市民の被害は不明
インド (ベンガル5,100万人)	数字まで取材できず
シンガポール マライを含め561万人	シンガポールの一般市民約8万人ぐらい死亡
ビルマ 1,500万人	戸籍がないため正確につかめないがおそらく数万人にのぼるだろう。
セイロン	日本軍機が精神病院に投弾
ラオス	正確な数字は不明
カンボジア	取材できず
ニュージーランド 165万人	軍人の戦死11,625人、負傷者15,749人、その他の 人的被害の総計36,038人
オーストラリア	取材できず
モルジブ 9万人	大使館不明
東アジア地域総計	1,298万人(授業プリント)
日本 7,000万人	外務省・厚生省からもらった資料による。1948年調査 軍人・軍属 戦死155万5308人 負傷・不明30万9402人 (陸軍の不明者他に2千万あり) 銃後人口 死亡29万9485人 負傷・不明 36万8830人 (沖縄・外地含まず) 合計 死亡185万4793人 負傷不明67万8232人

注:表中右欄の数字のあとにカッコ内は、はじめの番号が下記の書名をあらわし、あとの数字はその出典頁数を示す

1. 家永三郎「太平洋戦争」(岩波1968年)
2. 加藤文三・西村汎子・米田佐代子・佐藤伸雄・矢代和也・本多公栄「日本歴史」下巻(新日本出版1968年)
3. ソ連共産党中央委員会付属マルクス・レーニン主義研究所編「第二次世界大戦史」10巻(弘文堂1966年)
4. 岩波講座「世界歴史」29(岩波1971年)
5. 遠山茂樹・今井清一・藤原彰「昭和史――新版」(岩波新書1959年)
6. 「日本の歴史」12巻(読売新聞社1960年)
7. 藤原彰「太平洋戦争」(「国民の歴史」23巻文英堂1970年)
8. ソビエト科学アカデミー版「世界史現代9」(東京図書1967年)
9. 平凡社「世界大百科事典」第13巻(1966年)
10. 吉村徳蔵「モルディア諸島の歴史」(「歴史地理教育」121号1966年)

### [出典] 本多公栄「ほくらの太平洋戦争」

日本で出版されている通史などに公表されているもの	左の資料からの 人的被害の推計(死者のみ)
4万1千人の強制連行と7千余の死(1-196)死没1,000万人(2-163) 1,000万人失う(3-282), 1937~43死傷773万(5-245)(6-292)	死者総計約 1,000万人
37万が兵役(1-186)	死者総計 きわめて少な目にみている
200万の餓死(1-207, 3-282)	死者総計 約200万人 餓死者が大部分
200万人以上失う(3-282)	死者総計 約200万人 きわめて不正確
ケリラ27万登録(1-199) 110万人以上失う(3-282)	軍人・ケリラ死者 約5万人 他に一般市民 約100万人
350万人以上死亡(3-282) ベンガルの餓死150~350万人(4-161)	死者総計 約350万人 大部分はベンガルの餓死者
7万余検挙、数千処刑(1-200) いずれも虐殺5,000人(2-143)	シンガポールでの虐殺 5千人 シンガポール
	死者 約5万人 きわめて不正確
	不明
	不明
	戦死者 11,625人
	不明
潜水艦に海上輸送絶たれ數千人餓死(10-77)	餓死 数千人
1,000万人(7-287) 住民だけで数百万(8-781)	死者推計1882万人(上場被害地域の總人口5億9056万人、人口31人に1人の割合の死)
合計300万人死亡(5-246) 銃後の軍人外死者は沖縄・中国を含めて65万8595人(1-233) 兵員死亡117万4474人、負傷・不明461万7483人、一般市民67万2000人(9-173)	軍人・軍属 155万5308人 一般国民 65万8595人 死者総計 221万3903人 (人口32人に1人の割合の死)

\* 1937.7.7から終戦まで、中国の河北から東方面の18海に及ぶ地域で、戦死は大戦22回を含む38,931回、日本軍の戦没者は392,500人、それに中国民衆の犠牲者は842万人以上です。

毎日新聞社刊  
「1億人の命が失われた日中戦争」  
F).

### 戦没者数(宮崎県在籍者)

時 期 別	人 員
日清戦争	102
日露戦争	981
一次大戦・シベリヤ出兵	120
济南事変	10
溝州事変・その他	166
日華事変	4,213
太平洋戦争	27,633
昭和20年9月2日以後	4,376
計	37,601

### 県内九市の戦没者数

市名	戦没者数(人)
自治体名	29,110人
都 城 市	4,347
宮 崎 市	3,817
延 西 市	3,157
日 南 市	2,076
西 郡 市	1,723
串 間 市	1,587
え び の 市	1,431
小 林 市	1,395
日 向 市	1,192



## 江藤代議士発言

**「また暴言」失望広がる****日韓交流に水をさす**

橋本龍太郎首相と韓国の金泳三大統領による日韓首脳会談が二十五、六の両日、大分県別府市で開かれるのを前に、日本の政治家の無神経な発言が飛び出した。日韓合意条約を控へてから、「町村合併」と「かほどの差があるのか」といふう江藤隆美代議士の歴史認識だ。1991年のサッカー・W杯共催などに象徴される新しさ、日韓関係を強く努力を無しかねば。「確信犯の暴言」と、国民党内は「あくまで少數意見」と事を荒立てようやくしてくるが、韓国との交流を進める人たちからひき失望の声が上がりはじめた。

江藤氏は村山内閣の総務大臣長官時代、一昨年十一月のアジア太平洋経済協力会議（APEC）大阪会議を前に、「植民地時代には韓国によじこむつた」と述べた。反発した韓国が一時、大阪での日韓首脳会談を拒否する事態を招いた。

しかし、その後も、「発言の反省はしない」といふ

江藤代議士 朝鮮植民地支配で発言  
自民党の江藤隆美代議士の教科書に從軍慰安婦など

（宮崎）が十三日、北九州市内で講演で、教科書の歴史記述に関する「國と國が條約を結んで決めたこと、どこのが侵略なのか。書類は悪いかも知れないが、町村合併といかほどの差があるのか」などと発言した。日本による朝鮮半島の植民地支配を念頭において見られており、同氏は総務大臣だった一九九五年十一月、植民地支配について「日本はいひもじた」などと発言し、説教を辞任している。

江藤氏は講演で、中学校加藤純一幹事長は十三日、  
宮崎市出身で長崎市の短生永井孝幸さん（サッカー）  
大生井原さやかさん（発・W杯の日韓共催もあり、  
宮崎市恒久五十日、大学

去れつて感じ ■ 暫すか ■ 無神経 ■ 前も軽はるみ発言

トナリ四 1997.1.16

民あけて日韓交流を進めていた街村があるのか。元慰撫團が日本政府による賠償と謝罪を求めた「闇金裁判」を支援する福岡市中央区の花房俊雄さん（社）は、憤りを露とも。年党的に議士がひいこりで発言が出るじとひいふて、「日本人はいつまで謝罪しないのかと反発が強まる。双方に不幸な事だ」という。

「1991年サッカー・W杯の会場となる大分県では、別府市選出の県議である首藤健次・県サッカー協会

れていながらほほは外地である、植民地であったといふのが異論のない学説だ。

法のもとに平等である合併とはまつたく過ぎ。また、条約に基いていふとも、武力で併合を承認させた結果

は大日本帝国憲法が適用されなかつた。憲法が適用さ

れないと述べた。

江藤氏は基本的な事実を間違つていて、併合後は朝鮮に統治する朝鮮に職員の相互派遣、ホームズティ、スポーツ大会などを

**あ「なぜ侵略と書くのか」**

江藤元長官が教科書批判

96.1.15

自民党の江藤隆美元総務庁長官は十三日、北九州市内で講演し、教科書の歴史記述について、「子供たちの教科書に侵略や從軍慰安婦についてなぜ書かなければならぬのか。どうを侵略したというのか。國と國が条約を結んだ合併が侵略と言えるのか。町村合併といかほどの差があるのか」

間に答えた。問題は、歴史認識については党内にいろいろな考

え方の人がいるが、党と政

府の立場は、過去の一時期、わが國の行為がアジア諸国の人ひとと多大な損害

まで個人的な少數意見で、

政府や党的公試見解に影響を譲らずに受け止める、とい

うものだ。歴代のわが党的立場をとる。自民党的立場をとる。自民党の幹事長は十三日、

「町村合併といかほどの差があるのか」。田舎井合が、自分の立場も考えず、期。そんな発言をする人が眞選題にするのは分かっているは、國民が住み、國民の意

論美代議士の発言が波紋を広げている。この発言をどう思って当たり前。「去りうる立場を考えて行動するなら強要すべきじない、無神経な発言で逆

てみた。  
宮崎市出身で長崎市の短生永井孝幸さん（サッカー）  
大生井原さやかさん（発・W杯の日韓共催もあり、  
宮崎市恒久五十日、大学

江藤氏は「なぜ侵略と書くのか」と述べた。

# 「韓国民に大きな衝撃」

日韓首脳会談で大統領

## 梶山発言に不快感

首相 対「北」緊密連携を確認

謝罪



首相主催の昼食会で金泳三(左)と韓国式で握手する橋本龍太郎(右)=25日午後0時30分、大分県別府市内のホテル(代表撮影)

元従軍慰安婦問題に関する梶山静六官房長官の発言に対し、「韓国民に大きな衝撃を与えた」と受けた不快感を表明。首相は「懲りを博されたとすれば、申し訳ないし本意ではない」と謝罪した。両首脳は朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)に対する政策について、南北朝鮮、米中による四者会談の早期実現に向け、今後も日韓が緊密に連携して対応していくことで一致した。また今春の「日韓青少年交流ネットワーク」の大坂開催や、サッカーの「100周年ワールドカップ」(W杯)日韓共催成功のための協力、テロ対策の情報交換を進めるなど合意。「未来志向」の日韓関係を構築していくことを確認した。(2/3面に関連記事)

### 筋書き狂う

解説

「これはひと女性の名前で尊いと見せた中、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)に對する政策協調を確認。未だが会談前日になって梶本龍太郎首相と金泳三(左)の親密さりとアピールする演出を重視した。」  
この今回の首脳会談は、また山静六官房長官の発言が飛び出し、大統領は昼食会で強い不快感を表明。橋本首相が謝罪という予期せぬスタートになった。

朝鮮半島情勢で首相は、潜水艦侵入事件に対する北朝鮮の「遺憾の意」表明を踏まえ、「朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)」が前向きに動き出す環境ができるとの認識を示した。これに対し大統領は「南北朝鮮と米中両国による外交・経済・軍事的連携を進めたい」と述べた。また、南北関係の動きを勘案しながら進めてもらいたい」と要請。首相は了承した。

両首脳は、日韓が領有権を主張している竹島の問題について「立場の違いがある」との認識を示した。ただ大統領は「交渉の期限を切るのは難しい」と述べた。梶山長官の発言は「當時の公娼制度を認めた」と記載した。

朝鮮半島情勢で首相は、「公娼(じゅうしょう)制度など社会的背景を教えて、慰安婦問題だけを教えるのはおかしい」との内容。首相は大統領に「臣民がの公娼(じゅうしょう)制度など社会的背景を教えて、慰安婦問題だけを教えるのはおかしい」との内容。中山太郎元外相の話として、(記者団に)紹介した」と説明。昨年六月に韓国・総理が訪問した際、南北朝鮮の歴史認識をめぐる日本の政治家の不用意な発言に影響を受けた。

朝鮮半島情勢が好転の兆しを見せる中、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)に對する政策協調を確認。未だが会談前日になって梶本龍太郎首相と金泳三(左)の親密さりとアピールする演出を重視した。この今回の首脳会談は、また山静六官房長官の発言が飛び出し、大統領は昼食会で強い不快感を表明。橋本首相が謝罪という予期せぬスタートになった。

## 当時は公娼制度あった

元従軍慰安婦の教科書記載

1997.1.25  
や

## 梶山房長官が批判

梶山静六官房長官は二十

また、国内外から慰安婦

問題で日本政府の責任を問

太平洋戦争中の従軍

慰安婦問題に関する「当

時の公娼(じゅうしょう)制

度など社会背景を教える

慰安婦問題だけ教える

のはおかしい」と述べ、今

春から中学校の社会科教科

書に慰安婦問題が記載され

る」とを批判した。

記者団に語った。

たた梶山長官は、韓国などが慰安婦を強制連行した

とを批判した。

自民党などから従軍慰安

婦問題の教科書記載に反対

する意見が出ているが、政

府首脳の発言だけに韓国

の世論などの反発を招くもの

とみられ、「二十五日の日韓

首脳会談にも影響しそう

だ。

たた梶山長官は、韓国など

が慰安婦を強制連行した

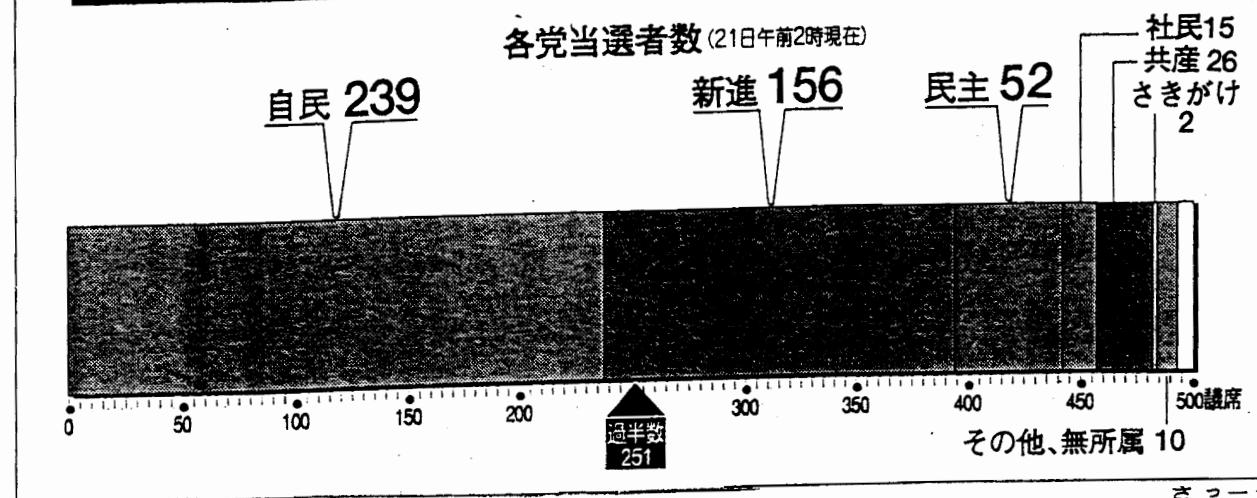
としている。

たた梶山長官は、韓国など

が慰安婦を強制連行した

# 自民239議席、首相続投

新制度の総選挙



民主は52、伸びず

共産躍進26、社惨敗

新進は四十五で躍進かねり。さきがけは一挙前努力を伸ばせぬなり。それが今度は強調した。

比例代表得票数集計(20日22時15分現在)

党派名	得票数	比率	前回比率
自民	1,972,584	38.13	—
新進	1,413,402	27.32	—
民主	729,166	14.09	—
共産	299,533	5.79	—
さきがけ	614,375	11.88	—
民改連	27,705	0.54	—
自連会派	1,027	0.02	—
新社会	40,269	0.78	—
合計	5,173,278	100.00	—

衆院選 小選挙区党派別得票数集計  
(20日24時00分現在)

党派別	得票数	比率	前回比率
自民	21,554,528	38.65	36.62
新進	15,641,173	28.05	—
民主	5,876,468	10.54	—
共産	1,229,075	2.20	15.43
さきがけ	6,991,862	12.54	7.70
民改連	726,263	1.30	2.64
自連会派	149,357	0.27	—
新社会	657,085	1.18	—
諸無所屬	364,713	0.65	—
自新	104,679	0.19	30.76
合計	55,762,474	100.00	6.85

(注)「前回比率」は中選挙区制での比率。

新進、選挙前勢力を割る

小選挙区制のもとで選出

の出た結果が他の選出

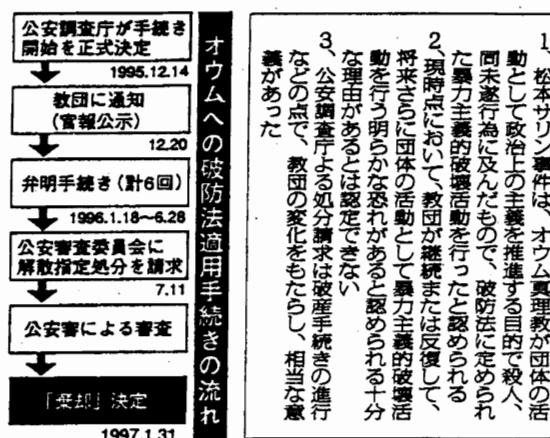
(肩書きは当時)

- <1995年>
- 3・20 地下鉄サリン事件発生
  - 3・22 オウム真理教施設を捜査当局が一斉捜査
  - 4・18 前田歴史男法相が破防法適用について「現段階では真っ白（白紙）だ」
  - 4・20 衆院予算委員会で五十嵐広三官房長官が「公安調査庁が重大関心を持って情報収集しているが、事実関係の解明が必要」
  - 5・16 総務省が松本智津夫（麻原彰晃）代表を逮捕。公安庁、宗教法人としては初めてオウム真理教を破防法の調査対象団体に指定
  - 6・20 緒方重威公安部長官が自民党総務会に出席し「今回は（適用）できると確信をもってやっている」
  - 6・29 野中広務国家公安部委員長は山梨県上九一色村を視察後、「政治家としては破防法の適用が必要」
  - 7・31 法務省と公安部が「検察当局に信者の供述調査など検査・公判資料の提供を求める」方針を確認
  - 8・17 深谷隆司国家公安部委員長は上九一色村を視察後「破防法を適用しても大丈夫というものでもない」
  - 9・1 新進党が破防法適用を求める見解を発表
  - 9・11 田沢智治法相は教団施設を視察後「要件にかなう事態が確認できれば公正・厳正に実行していく考えだ」
  - 9・12 政府の閣僚懇談会で「検討を積み上げたうえで結果的に適用はあり得る」と統一見解
  - 9・26 公安庁と法務省が初の首脳会議。請求へ向けた手続き準備を開始することで一致する
  - 9・27 村山高市首相は官邸で記者団に「（破防法問題は）政治的に判断することではない」
  - 9・28 社会党中央執委が「現時点の適用は適切でない」と確認
  - 9・29 日弁連の土屋公輔会長が記者会見で「オウムが憎いといって適用するする問題がある」
  - 10・2 教团の上祐史浩緊急対策本部長が公安庁を訪れ、適用を免れるために指導を受けたいなどと要望書提出
  - 10・3 村山首相が法務省幹部を官邸に呼び「慎重な対応」を指示
  - 11・28 宮沢弘法相が閣議後会見で「公安庁の検討は最終段階に入っている」と発言
  - 12・14 村山首相が宮沢法相から最終報告を受け、破防法の適用手続き開始を了承
  - 12・19 宗教法人法に基づく教团への解散命令が東京高裁で確定
- <1996年>
- 1・18 第1回弁明手続き。教团側弁護団は「麻原代表が出席していないのは手続きの公明さを欠く」と主張
  - 3・25 教团が東京総本部を開鎖
  - 3・28 東京地裁が教团に破産宣告
  - 4・5 第2回弁明手続き
  - 4・24 松本被告の初公判。「松本智津夫ではないのか」との裁判長の人定質問に「その名前は捨てました」
  - 5・15 東京拘置所で第3回弁明手続き。初めて出席を認められた松本被告が「もし（信者が）私を奪還に来ても、拒否する」と発言
  - 5・24 日弁連が総会で破防法反対を決議
  - 5・28 第4回弁明手続き。再び出席した松本被告は「後ろ髪引かれる思いだが、代表及び教祖の立場を降りたい」
  - 6・21 第5回弁明手続き
  - 6・28 第6回弁明手続き。弁明終結を告げられ、教团弁護団が立ち去る職員に「逃げるな」と抗議
  - 7・11 公安庁が公安審査委員会に解散指定処分を請求し、禁止行為の「解説基準」を公表
  - 8・7 教团側が適用反対の意見書と追加証拠を公安審査に提出
  - 10・29 任期切れの公安審査委員長ら委員計4人が再任される
  - 10・30 公安庁が追加証拠を提出
  - 11・1 教团側が上九一色村の教团施設から撤退
  - 11・25 教团側が現状について回答書を提出
  - 12・3 逃走中の林泰男容疑者が逮捕される
  - 12・11 林容疑者の供述などからVXと青酸ソーダを押収
  - 12・16 教团側、公安庁が意見陳述（非公開）
  - 12・28 公安審査委員の青井舒一・東芝相談役が急死
- <1997年>
- 1・9 公安審査委員を補充せずに決定を出すことを確認
  - 1・31 公安審査が解散指定処分請求の「棄却」決定を通知

毎日

# 破防法オウム適用棄却

## 公安審「将来の危険性」認めず



**オウムへの破防法適用手続きの流れ**

1、松本サリン事件は、オウム真理教が団体の活動として政治上の主義を推進する目的で殺人、同未遂行為に及んだもので、破防法に定められた暴力主義的破壊活動を行ったと認められる。2、現時点で、教团が継続または反復して、将来自由に団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかな恐れがあること認められる十分な理由があるとは認定できない。

3、公安調査による処分請求は破産手続きの進行などの点で、教团の変化をもたらし、相当な意義があった。

「松本智津夫（麻原彰晃）被告（41歳、独裁者）」は、政治的・宗教活動を行おうとしたために松本サリン事件を起こしたと判断。破防法適用要件の「政治的目的」と「一連の事件の団体性」を、公安調査の主張に沿う形で明確に認めた。

残る「将来の危険性」に關じては、「き険があつた」と「不安なところが濃然とした不安なところが濃然とした不安ではない」と認めた。しかし、「き険があつた」と「不安なところが濃然とした不安なところが濃然とした不安ではない」とは、必ずしも同一の意味である。そこで、「き険があつた」と「不安なところが濃然とした不安なところが濃然とした不安ではない」とは、必ずしも同一の意味である。

「き険があつた」と「不安なところが濃然とした不安なところが濃然とした不安ではない」とは、必ずしも同一の意味である。そこで、「き険があつた」と「不安なところが濃然とした不安なところが濃然とした不安ではない」とは、必ずしも同一の意味である。

【破防法棄却関連記事】  
1. 村山前首相「決断誤りなし」  
2. 法相、公安審、拡張解釈を回避  
3. 「論争」残し「棄却」封印  
4. 12・13面  
5. 法学者が賛否両論寄稿  
6. 26面  
7. 審査205日の苦悩  
8. 27面

オウム裁判詳報 10-11面

捜査継続は容認 社会復帰  
り、無念さを感じました。

# 玉ぐし料公費支出違憲

## 愛媛靖国訴訟

# 政教分離に反す

## 最高裁、近く初判断

靖国神社の玉ぐし料などの公費支出が憲法違反かどうかをめぐって争われている愛媛玉ぐし料訴訟で最高裁大法廷(裁判長・三好達良也)は八日まで、近く言い渡すのみられた。靖国神社の玉ぐし料への公費支出について最初の憲法判断を示す見通しになった。靖国神社の玉ぐし料への公費支出について最初の憲法判断は初めて。判決は閣僚の公式参拝など今後の國、自治体の靖国問題へのかかわり方、政教分離の在り方に影響を与えるそうだ。大法廷は今週中にも判決期日を指定する見通しで、一月下旬か三月に言い渡される公算が大きい。(3面に関連記事)

訴訟では、一九八一年から八年にかけて愛媛県が靖国神社春季例大祭の玉ぐし料などをとして支出した計十六万六千円について、同県住民らが政教分離原則を定めた憲法に反する支出で県に損害を与えたとして、白石春樹・前同県知事らを相手に、金額を県に賠償するよう求めている。

一審の松山地裁で住民側が勝訴したが、二審高松高裁で逆転敗訴となり、最高裁に上告。今年1月212日、口頭弁論が開かれた。

大法廷の審理では、白石前知事側の支出の意図や玉ぐし料の性格などを検討した。違憲の立場からは、わざわざ国家護持に結び付けられる意図がなかったとは認められないの宗教行事そのものの支出とされ、

過去に社会的儀式として合意判断が出た神道式地鎮祭と同じように扱えないなどとの見解が出されたという。これが対する靖国神社北戦裁判では、國や自治体による政教分離をめぐる過去の松高裁とも同基準でそれなりを求める意見も出たが、没落の中心的施設で教とのかかわりがどの程度

大法廷の審理では、目的効果基準・政教分離原則が盛り込まれた憲法の中での程度ならば國や自治体が宗教とかかわり合いを持っているのか、最高裁大法廷が一九七七年、津地鎮祭訴訟で示した判断基準。その目的が宗教に対する援助、助長、促進、圧迫、干渉などによるような行為を憲法の禁じる宗教的活動と定義した。

その際、一般人の宗教的な評価や行為者の意図、目的、一般人に与える効果などを考慮し、社会通念に従い客観的に判断する必要があると指摘した。しかし、同基準を使って同じ行為を

大法廷の審理では、目的効果基準といった「目的効果基準」で結論を導いており、一審松山地裁、二審高裁とも同基準でそれを求める意見も出たが、憲理にかける時間に制約もあって見送られ、最終的に

大法廷の審理では、目的効果基準によって「基準としての明確さに欠ける」としての異議が提出され、憲法二〇条(信教の自由)がやはり目的効果基準で違憲判断を示し、同判決が確定している。

憲理しながら、一、二審判斷が分かれるケースが自立「基準」というにはばく然としすぎる」との批判も出ている。靖国神社の玉ぐし料への公費支出について、着手

同基準に沿って結論が示される見通しだ。靖国神社の玉ぐし料への公費支出について、着手

公金その他の公の財産の使用、便益もしくは維持のため、または公の支配に属しない慈善教育もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない。

1997年2月11日

宮崎県知事

松形 祐堯 様

「平和の塔」の史実を考える会

会長 杉尾 哲哉

「平和の塔」に関する申し入れ（案）

「平和の塔」を宮崎県の史跡・文化財として登録し、史跡指定を行い、その保存、活用と、  
それにふさわしい歴史的事実の記述書き改めについて

(1) この夏にはアジア・太平洋戦争が終わって52回目の記念日を迎えることになります。2年前の第二次世界大戦終結50周年の年、ヨーロッパでは、ドイツが無条件降伏した5月8日を中心に各国で記念行事が行われ、和解という言葉がキーワードとなりました。日本でも戦後50周年を記念しさまざまな行事が行われ、「国会決議」をはじめ宮崎県でも「県議会決議」が行われました。しかし、それはヨーロッパの和解ということとは程遠いもので、今日も「慰安婦強制連行」「日本軍の毒ガス遺棄と被害」などさまざまな戦争被害・人権侵害問題が未解決で、国際的な批判が続いている。

こうしたもので、私たち「平和の塔の史実を考える会」は「平和の塔」と戦争の関わりについて学習し、日本の戦争を反省し、アジア諸国民との和解を広げることが恒久平和を築くことになると考え、「平和の塔」建設の文献、「礎石」、戦後の経過などの事實を韓国、中国にも行き、数年にわたって調査、研究してきました。その結果、この「平和の塔」は日本の戦争を「聖戦」としてアジア諸国を侵略するための、精神的、思想的統合を図る宣伝、扇動のために建てられたものであることがわかりました。「八紘之基柱（平和の塔）建設趣意書」（1940年）には「今上陛下（昭和天皇）は、神武天皇の八紘一宇の御精神を東亜に顯現せんとして聖戦を進め給ふのであります。故に、八紘之基柱を建立し、永く国民奮起国家隆運の資といたします」とありますように、建設の目的は明瞭であります。

ところが平和台公園に建てられている「県立平和台公園」の碑文（昭和46年3月31日・宮崎県知事・黒木博）には、「世界各地に在住した日本人団体及び友好諸国から寄せられた切石で築かれ、「八紘一宇」の文字が永遠の平和を祈念して刻みこまれているが、終戦でその精神が戦争目的に利用されたとして削除され……その後、塔は「平和の塔」と呼ばれるようになった。」と記されています。

また、市内の各所に立てられている「観光案内板」やパンフレットなどには、「世界の恒久平和を願って昭和15年に立てられた」、「塔の正面に刻まれた『八紘一宇』の文字は世界は一つという意味で、新しい平和時代の平和の願いが込められています。……」と記されています。こうした記述は「建設趣意書」や「切石」が運ばれてきた実体とも違い、そして「恒久平和のために建てられた」という表記は当時の日本の戦争を肯定し、今日の国際社会の歴史認識とも相容れないものです。

宮崎市は、この市内の「平和の塔」案内板を書き改めることになり、宮崎県も「誤解を生ずるような表現については、変更するよう検討したい」（1996年1月27日「毎日新聞」）と、発表されています。宮崎市の「恒久平和を願って昭和15年に建てられた」などの記述の削除を始めていますが、私たちは、今までの侵略肯定と美化を否定するものとして評価しています。

平和台公園は県民や市民の顔であり、日本国民の心を表わしているところもあります。なぜなら「八紘之基柱（八紘一宇）」の塔は、日本の富国強兵の国策として他国を戦場とし、他国の民衆を抑圧、領土拡張と勢力圏獲得を進め、内外に悲惨な被害を与えた戦争の遺跡であるからです。「八紘一宇の塔」はこの戦争で犠牲となった内外の多くの人々の思いがあり、戦争を忘れることなく、死者への哀悼を行ない、惨禍を伝え、再び戦争が行われることのないように、その事実を後世に正しく伝える重要な意義を持っています。

戦後50年の一昨年、国は広島市の原爆ドームを文化財保護法によって史跡に指定しました。さらに世界遺産条約の「世界遺産」に推薦、昨年の12月5日の第20回世界遺産委員会で「世界遺産」として登録することを決定しました。「八紘一宇の塔」も正確に歴史を記憶し、「平和の塔」として、この広島の原爆ドームと同じように史跡・文化財として保存することは県民・国民にとってだけでなく、アジア諸国民にとっても大きな意義を持つものになると見えます。

宮崎県は「県としては今後、この字（八紘一宇）を消すつもりはありません。」（1996年8月16日「朝日新聞」）と、都市計画課長は発言されています。私たちも同感です。また塔を壊すことにも反対です。消すことによって隠すのではなく、残して正確に歴史を後世に伝え、この歴史を心に刻み、人間の尊厳と民族の眞の和解と友好を願う「塔」にすることが、世界平和の保持に大きな貢献をなすものと信じています。

(2) しかし、現在の「県立平和台公園の石碑」の記述がそのままであるなら、この塔の歴史が正しく伝えられず、不快感や困惑を内外の人々に与えるだけでなく、かっての大日本帝国的な日本民族中心主義を思い起こさせ、不信感を増幅し、国際友好を阻害することになります。現に内外の人々から多くの批判があることはマスコミでも報道されています。

その記述とは、①「当時世界各地に在住した日本人団体及び友好諸国から寄せられた切石で築かれ」となっていることと、②「『八紘一宇』の文字が永遠の平和を祈念して刻みこまれ」となっているこ

とです。なぜなら、これらの記述は事実と違うからです。一つは「切石」が送られてきた実態です。「友好諸国」とされていますがその国はほとんどがかつての日本の植民地であること、また旧日本軍が戦場から送っている「石」が多数あることです。第二は「八紘一宇」の言葉が「永遠の平和」という言葉でなかったことは、明治以来の国民教育の実体からみても明らかです。

第三は「塔の完全復元と保存の気運が台頭し……『荒御魂』像、……『八紘一宇』の文字が復元された。」となっていますが、実際には日本の侵略主義を正当化している「大日本國勢記」と「定礎の辞」は復元されず、「塔」を建立した目的が隠されています。「石碑」のこうした不正確な記述や曖昧な表現が、観光バス案内やパンフレットに影響を与え、トラブル、怒り、悲しみ、海外の人々にも不信感をを与えています。いまこれらのことと検証し、憲法の非侵略の国際平和主義の立場を鮮明にすることが、アジア諸国民との和解を広げ友好発展に寄与することになると思います。

これらの問題について、私たち「平和の塔の史実を考える会」の調査、研究に基づく意見を述べます。

① まず「礎石」についてですが、「友好諸国から寄せられた」と、あたかも世界の友好諸国から好意的に届けられたかのように書かれています。しかし、実際には当時の独立国の名前で届けられた石は1個もありません。また海外の独立国に居住していた日本人団体も南米ペルー、アメリカ、カナダ、ドイツとわずかに4カ国だけです。

現在の日本以外の海外から運ばれてきた石は全部で358個あります。しかし、その内の348個(97%)は日本の旧植民地である満州、朝鮮、台湾などからです。この事実だけでも日本の植民地支配を現わしています。ましてやこれらの諸民族が自由意志で好意的に送ったものでないことは明らかです。「好意的に寄せられた」と、記述すること自体植民地支配を正当化するもので許されないとです。しかも、当時の中国に侵略していた日本軍部隊名で送ってきてている「石」が73個あります。そしてその「石」は皇帝などの墓・建物の一部であったと思われる文化財もあります。戦闘中の軍隊が送った「石」の背景には、「南京虐殺」「強制連行・慰安婦」「植民地支配」などの数々の人権侵害がありました。こうした「人道に対する罪」、「平和に対する罪」とつながる「石」です。それは民族の誇りや悲しみ、怒りにつながる「石」であると思います。また私たち日本人は心にはね返ってくるものがあります。ここに「塔」の真実を記憶する意義があります。

旧日本軍部隊が「石」を送ったのは、板垣征四郎陸軍大臣が通達(1939年7月)で「各部隊毎に2個、内1個は第一線の皇威の及べる極限の地付近の石を送れ」と、指示を出したからです。軍の関与した「石」は「戦利品」ということになります。敗戦直後(1947年)にGHQ(占領軍総司令部)は「日本の武装兵力によって、強迫、または没収、強奪、横領等の不法行為によって移譲された物件で、現在日本にある全ての見分けうる掠奪品」を「略奪財」と規定し、「完全且つ速やかな

返還」を要求しました。ところが、宮崎県はこの「略奪財」の返還手続きをしなかったのではないでしょうか。

大阪市の公園内にも旧日本軍が「戦利品」として持ち帰っていた「狛犬」があり、それが残っていることを知った市民団体が中国に返還するように要求を出し、同市は中国大使館に返還の申出をしました。これに対し中国側は「日中友好」の記念として大阪市に寄贈、「狛犬」は現在その趣旨が銅版に刻まれて設置され、立派な史蹟、日中友好の記念となっています。

「平和の塔」の「石」は、軍が関与し、宮崎県が建設し、管理してきた「塔」です。大阪市のような手続きがとられた記録はまだ知りません。それを「友好的」と記述することも問題です。このままなら「石」は「略奪品」の名を消すことができません。そして宮崎県の責任は今も続いている。戦後、「平和の塔」と呼ばれるようになり、それが定着したからといって、これらの侵略と略奪の事実を消すことはできません。そしてそれを隠すことは恥ずかしいことです。 私たちはこれまで、そのことを県に直接的には申し入れはしませんでしたが、調査によって「略奪品」があることはいろいろな機会を通じて発表し、県当局が自主的に解決されることを期待していました。ところが、今日まで書き替える具体的な動きが見えてきません。「宮崎県からアジアへ発信」ということがいわれるなど国際社会の時代の今日、これを放任することは許されないと判断したこと、この申し入れになつた理由です。

② 「八紘一宇」の言葉の問題ですが、宮崎県は、「永遠の平和を祈念する」言葉だが、「戦争目的に利用された」だとされています。県都市計画課長も、本来の言葉の意味は「戦時中と同じ意味で使われているのではなく、世界は一つ、という言葉そのものの意味で理解してほしい。」(1996年8月16日「朝日新聞」)と言われています。同じ四文字の述語が戦時中と戦後では意味が違った、それは「悪用」されていたからだと言われているようです。

この問題には、「戦争目的に利用された」では済まされない深い問題があります。「八紘一宇」名のもとでどれほどの多くの生命が奪われ、非人道的行為が行なわれたのか、その苦しみとうめきは今も続いている。それを「戦争目的に利用された」だけだとするなら、踏みにじられた者の痛みを思うことなく、戦前の連続性—都合の悪い事実を認めない姿勢につながり、「戦争が悪い」で責任を転化し、戦争被害と人権侵害についての責任という観念は生まれないと思います。これではアジア諸国民との和解をつくるることはできないでしょう。

ドイツにはゲシュタポ本部跡や処刑場跡などが至るところにあり、あの時代に何がここで行われたのかを示すプレートがたくさんあるそうです。ほんとうに「平和の塔」と呼ぶためには、日本とアジアの国、日本人とアジアの人との関係の中で、それぞれの立場で過去を考え、学び合い、過去を正確に記憶しておくことが大切です。ところが「平和の塔」では、「戦時中と同じ意味で使われているの

でない」として、過去への明確な言葉をすることなく、一方的な発言です。これは言葉・国語の問題ではなく、倫理、戦前の連続ではないでしょうか。

もともと「八紘一宇」の出典は日本書紀といわれています。そしてその言葉の意義をめぐって帝国議会の秘密会や学者の間でいろいろな解釈があります。この「塔」に「八紘一宇」の四文字を刻む込むことを決めた相川勝六知事（当時）も、戦前は「まつろわぬ者に対しては断固として破邪の剣をとる」ことが「八紘一宇の精神」と言っていました。が、戦後は「全世界を一つにする」とか「世界連邦の思想」であると、変えています。日本の戦争を企画した当時の「企画院」の官僚も、「全世界を被ふて恰も一家のように」という思想であり、それは「大東亜共栄圏の思想」でもあると言っています。このように、言葉のあやとしてその場、その場の都合で使われてきました。

古代国家の成立には戦争はつきものでした。日本書紀による日本の古代国家の成立、神武天皇の大和平定と即位の神話物語も、まつろわぬ者を武力によって平定し、「……六合を兼ねて都を開き、八紘を掩いて宇にせん」であって、「永遠の平和」という文字はありません。ですから、辞典でも「地の果てまでを一つの家のように統一して支配する」（日本国語大辞典）とあります。また、「國中を一つにして都を開き、天の下を掩いて一つの家とすることはまたよいことではないか」（講談社学術文庫）と訳されています。「天の下（天下・世界）を一つの家にする」であって、「永遠の平和を」という言葉・訳は見られません。神話を支配体制が利用するとき、一種の支配体制のイデオロギーとするのはどの国にも見られます。日本の神話は天皇を神格化し悲惨な戦争となったのです。

昨年12月6日、衆議院は、1941年（昭和16）3月22日の第76回帝国議会時代の秘密会の議事録、「八紘一宇ニ関スル問題」を公開しました。それによると秘密会では4人の議員が発言し、「『八紘一宇』は最初は『天地一宇』といっていた。後に『八紘一宇』に転化したもの……、神武奠都の詔の中の『掩八紘而為宇』と文字が違う如く、同一の定義でない」と質したのに対し、橋田邦彦文部大臣が「『八紘一宇』という言葉は御詔勅の御精神を『コンデンス』して言い表わしたと云うことにはなり得ない。……考へ直さねばならない」と、答弁しています。また、「八紘一宇とか、肇國の精神という言葉が大流行して、思想を惑乱せしめている」という責任追及の発言もあるなど、「八紘一宇」が造語された言葉で、その定義も確固としたものがなかったことが明らかになっています。

「八紘一宇」の言葉は明治以来の日本の対外膨張・富国強兵政策のなかで、陸軍の講習会で田中智學（宗教家）が造語、使用し、それが昭和時代のアジア侵略・「大東亜共栄圏」「肇國の精神」を顕現した新しい世界秩序原理のイデオロギーとして国民に信じさせたのです。そして、昭和天皇が「日独伊三国同盟条約締結の詔書」で、「大義を八紘に宣揚し坤与（大地）を一字（一つの家）たらしむるは實に皇祖皇宗の大訓」としたことから、「八紘一宇」は神聖にして侵すべからざるものとなつたのです。戦後、昭和天皇自身が「人間宣言」のなかで、この「八紘一宇」を否定しています。

当時（日本書紀）、「世界を一つの家にする」という言葉はどのような意味を持っていたのか、現

代において検討すれば、「一つの家にする」ということは、忠孝の道徳や家族的国家観、日本の伝統に根ざす不平等、不対等な上下の人間関係を規律する、家父長的な縦の秩序原理であったと思います。それは今日の自由、人権、平等、独立、互恵、民主主義などによる国際主義の諸原則に基く人間関係、国家関係のあり方とは矛盾するものです。「八紘一宇」という神話を現代の国家間や国際間の原理、「国是」としたところに問題があったのです。いま再び、神話の「八紘一宇」を「永遠の平和」という国家のイデオロギーとして信じさせるのではなく、日本国憲法の恒久平和の精神を国民一人一人のものにすることこそ日本国民に求められているのです。また、アジア諸国民との融和を広げられないでしょう。

③ 私たちも宮崎県民と共に幸せと恒久平和を願い、アジア諸国民との関係の発展を望んでいます。しかし、それはかっての日本中心主義ではなく、今日の国際主義と民主主義にもとづくものでなければならないと考えています。そうした理念にたって「平和の塔」を考えるとき、「平和の塔」を、過去を忘れることなく、過去を克服し、アジア諸国民との和解を広げる、日本最初の民族和解・平和の発信地にすることが恒久平和を築くことに寄与できると思っています。

以上の考えにたって、「平和の塔」の今後のことについて次の3点を申し入れます。

## 記

- 1、「八紘一宇」の塔を宮崎県の歴史遺跡、文化財として登録し、早急に史跡指定を行ない、これを保存保護し、歴史教育、不戦、平和教育の教材として活用すること。
- 2、平和的、文化的、歴史観光の宮崎の街づくりに「平和の塔」を活かし、生命の尊さと、民族和解と友好を願い広げる「塔」として、日本最初の発信地にすること。
- 3、そのためには当面、平和台公園の「石碑」の説明の記述を、事実に沿って正しく書き改め、将来、「アジア・太平洋戦争歴史記念館」（仮称）を建設すること。

以上

## 基本国策要綱

七月二十六日閣議決定

世界ハ、今ヤ歴史的一大転機ニ際会シ、數個ノ国家群ノ生成発展ヲ基調トスル新ナル政治経済文化ノ創成ヲ見ントシ、皇國亦有史以来ノ大試鍊ニ直面ス、コノ秋ニ当リ真ニ肇國ノ大精神ニ基ク皇國ノ国是ヲ完遂セントセハ、速ニ根本的刷新ヲ加ヘ、万難ヲ排シテ国防國家体制ヲ完成ニ邁進スルコトヲ以テ、刻下緊喫要務トス、依テ基本国策ノ大綱ヲ策定スルコト左ノ如シ

一、根本方針  
皇國ノ国是ハ八紘ヲ一字トスル豊國ノ大精神ニ基キ、世界平和ノ確立ヲ招来スルコトヲ以テ根本トシ、先ツ皇國ヲ核心トシ日満支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル大東亜ノ新秩序ヲ建設スルニ在リ、之カ為、皇國自ラ速ニ新事態ニ即応スル不抜ノ國家態勢ヲ確立シ、國家ノ総力ヲ挙ケテ右國是ノ具現ニ邁進ス

二、国防及外交  
皇国内外ノ新情勢ニ鑑ミ、國家総力發揮ノ国防國家体制ヲ基底トシ、国是遂行ニ遺憾ナキ軍備ヲ充実ス  
皇國現下ノ外交ハ、大東亜ノ新秩序建設ヲ根幹トシ、先ツ其重点ヲ支那事變ノ完遂ニ置キ、國際的大変局ヲ達觀シ建設的ニシテ且ツ彈力性ニ富ム施策ヲ講シ以テ皇國々運ノ進展ヲ期ス

### 基本国策要綱ニ基ク具体問題處理要綱

八月一日 閣議決定

### 基本国策要綱ニ基ク具体問題處理要綱

八月一日 閣議決定

要目									
起案官					分担官所				
一、国民道德ノ確立	文部省	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
二、新政治体制ノ確立	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
三、新経済体制ノ確立	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
四、新科学体制ノ確立	文部省	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
五、新工業体制ノ確立	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
六、農業及農家ノ安定	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
七、新国民生活体制ノ確立	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣

### 備考

一、起案官ハ八月末日迄ニ概略案ヲ作成シ関係官署ニ協議ス

二、○印ハ特ニ急速ニ立案ヲ要スルモノトスニ付協議ヲ受クルモノトス

三、拓務省ハ外地トノ関係ニ於テ必要事項

- (1) 重要産業特三重、化学工業及機械工業ノ創期的發展
- (2) 科学ノ創期的振興並ニ生産ノ合理化
- (3) 内外ノ新情勢ニ対応スル交通運輸施設ノ整備拡充
- (4) 日満支ヲ通スル綜合國力ノ發展ヲ目標トスル國土開発計画ノ確立
- (5) 国策ノ遂行ニ伴フ国民犠牲ノ不均衡ノ是正ヲ断行シ、厚生の諸施策ノ徹底ヲ期スルト共ニ国民生活ヲ刷新シ、眞ニ忍苦十年時難克服ニ適応スル質実剛健ナル国民生活水準ヲ確保ス

### 三 国内態勢ノ刷新

我国内政ノ急務ハ、國体ノ本義ニ基キ諸政ヲ一新シ、国防國家体制ノ基礎ヲ確立スルニチ、自我功利ノ思想ヲ排シ、國家奉仕ノ観念ヲ第一義トスル國民道德ヲ確立ス

尚科学的精神ノ振興ヲ期ス

(1) 國体ノ本義ニ透徹スル教學ノ刷新ト相俟テ、強力ナル新政治体制ヲ確立シ國政ノ綜合的統一ヲ図ル

(2) 官民協力一致各々其職域ニ応シ國家ニ奉公スルコトヲ基調トスル新國民組織ノ確立

(3) 新政治体制ニ即応シ得ヘキ議會制度ノ改革

(4) 行政ノ運用ニ根本的刷新ヲ加ヘ、其統一ト敏活トヲ目標トスル官場新体制

(5) 皇國ヲ中心トスル日満支三國經濟ノ自主的建設ヲ基調トシ、国防經濟ノ根基ヲ確立スル日満支ヲ一環トシ、大東亜ヲ包容スル皇國ノ自給自足經濟政策ノ確立

(6) 官民協力ニヨル計画經濟ノ遂行、特ニ主要物資ノ生産、配給、消費ヲ貫ク一元的統制機構ノ整備

(7) 総合經濟力ノ發展ヲ目標トスル財政計画ノ確立並ニ金融統制ノ強化

(8) 世界新情勢ニ対応スル貿易政策ノ刷新

(9) 国民生活必需物資、特ニ主要食糧ノ自給方策ノ確立

# 「教科書に真実と自由を連絡会」（仮称）結成にご賛同のお願い

前略

突然お願いのお手紙をさしあげ、失礼の段、おゆるし下さい。

新聞等すでにご承知のことかもしれません、最近また教科書にたいする攻撃がはげしくなつてきました。その背景には藤岡信勝東大教授の主宰する自由主義史観研究会によるいわゆる「東京裁判史観」批判がありますが、これをうけて来年度から使用される中学校の教科書に登場する「従軍慰安婦」の記述を最大の標的とし、その削除を求める右翼団体の行動が九六年夏ごろからはじまりました。彼らは文部省や教科書会社へおしかけ、さらに一部の教科書執筆者へも脅迫状を送りつけています。藤岡教授らは、九六年一二月二日、言論界、財界から七八名の賛同をえて「新しい歴史教科書をつくる会」を発足させ、教科書攻撃のうごきをいつそう強めようとしています。さらに各地の自治体議会で、「従軍慰安婦の記述の削除を求める意見書」を採択しようとする運動もはじまり、一二月一一日以来、国会でもそのような立場からたびたびとりあげられています。

私どもは、このような事態を放置したり黙視すれば、真実をおおいからくして歴史教育をゆがめるのみでなく、思想・言論の自由を脅かす重大な結果をまねくことになるものと考えます。さらには、無謀な侵略戦争への反省をゆるがせにし、アジア諸国をはじめ諸外国との友好を傷つけ、その信頼を失うこととなります。

そこで私どもは、標記のような連絡会を各界の広範な方々とともに結成し、シンポジウム等の開催、関係方面への申し入れなど必要な活動をおこないたいと考えました。どうか私どもの趣旨をご理解いただき、会の結成にご賛同下さいますよう、お願い申し上げます。

お手数ですが、同封のハガキにて、二月二〇日までにご返信下さいますよう、お願ひいたします。

また、恐縮ですが、郵送費、印刷代程度のカンパをお願いできれば、幸いに存じます。そのさいは同封の郵便振替用紙をご利用下さいますよう、お願いいたします。

一九九七年二月四日

## 呼びかけ人（五〇音順）

- |                          |                                          |
|--------------------------|------------------------------------------|
| 荒井 信一（日本の戦争責任資料センター代表）   | 栗屋憲太郎（立教大学教授）                            |
| 家永 三郎（東京教育大学名誉教授）        | 伊ヶ崎暁生（富山国際大学教授）                          |
| 石川 真澄（ジャーナリスト）           | 内海 愛子（恵泉女子学園大学教員）                        |
| 大槻 健（早稲田大学名誉教授）          | 国弘 正雄（前参議院議員・エジンバラ大学<br>人文科学高等研究所特任客員教授） |
| 黒田 清（黒田ジャーナル代表）          | 暉峻 淑子（埼玉大学名誉教授）                          |
| 寿岳 章子（元京都府立大学教授）         | 中野 光（中央大学教授）                             |
| 中塚 明（奈良女子大学名誉教授）         | 浜林 正夫（一橋大学名誉教授）                          |
| 永原 豊二（一橋大学名誉教授）          | 藤原 彰（日本現代史研究者）                           |
| 林 英夫（立教大学名誉教授）           | 本多 勝一（『週刊金曜日』編集委員）                       |
| 堀尾 輝久（中央大学教授・東京大学名誉教授）   | 松島 栄一（歴史教育者協議会委員長）                       |
| 牧 祯名（元東京大学教授・駿河台大学教授）    | 山住 正己（教科書問題を考える市民の会）                     |
| 丸木 正臣（和光学園園長）            | 米田佐代子（歴史科学協議会代表委員）                       |
| 弓削 達（東京大学・フェリス女学院大学名誉教授） |                                          |

# 「教科書に真実と自由を連絡会」（仮称）結成にご賛同のお願い

前略

突然お願ひのお手紙をさしあげ、失礼の段、おゆるし下さい。

新聞等すでにご承知のことかもしませんが、最近また教科書にたいする攻撃がはげしくなつてきました。その背景には藤岡信勝東大教授の主宰する自由主義史観研究会によるいわゆる「東京裁判史観」批判がありますが、これをうけて来年度から使用される中学校の教科書に登場する「従軍慰安婦」の記述を最大の標的とし、その削除を求める右翼団体の行動が九六年夏ごろからはじまっています。彼らは文部省や教科書会社へおしあげ、さらに一部の教科書執筆者へも脅迫状を送りつけています。藤岡教授らは、九六年一二月二日、言論界、財界から七八名の賛同をえて「新しい歴史教科書をつくる会」を発足させ、教科書攻撃のうごきをいつそう強めようとしています。さらに各地の自治体議会で、「従軍慰安婦の記述の削除を求める意見書」を採択しようとする運動もはじまり、一二月一一日以来、国会でもそのような立場からたびたびとりあげられています。

私どもは、このような事態を放置したり黙視すれば、真実をおおいからくして歴史教育をゆがめるのみでなく、思想・言論の自由を奪かす重大な結果をまねくことになるものと考えます。さらには、無謀な侵略戦争への反省をゆるがせにし、アジア諸国をはじめ諸外国との友好を傷つけ、その信頼を失うこととなります。

そこで私どもは、標記のような連絡会を各界の広範な方々とともに結成し、シンポジウム等の開催、関係方面への申し入れなど必要な活動をおこないたいと考えました。どうか私どもの趣旨をご理解いただき、会の結成にご賛同下さいますよう、お願い申し上げます。

お手数ですが、同封のハガキにて、二月二〇日までにご返信下さいますよう、お願ひいたします。

また、恐縮ですが、郵送費、印刷代程度のカンパをお願いできれば、幸いに存じます。そのさいは同封の郵便振替用紙をご利用下さいますよう、お願いいたします。

一九九七年二月四日

## 呼びかけ人（五〇音順）

- |                          |                                          |
|--------------------------|------------------------------------------|
| 荒井 信一（日本の戦争責任資料センター代表）   | 栗屋憲太郎（立教大学教授）                            |
| 家永 三郎（東京教育大学名誉教授）        | 伊ヶ崎暁生（富山国際大学教授）                          |
| 石川 真澄（ジャーナリスト）           | 内海 愛子（恵泉女学園大学教員）                         |
| 大槻 健（早稲田大学名誉教授）          | 国弘 正雄（前参議院議員・エジンバラ大学<br>人文科学高等研究所特任客員教授） |
| 黒田 清（黒田ジャーナル代表）          | 暉峻 淑子（埼玉大学名誉教授）                          |
| 寿岳 章子（元京都府立大学教授）         | 中野 光（中央大学教授）                             |
| 中塚 明（奈良女子大学名誉教授）         | 浜林 正夫（一橋大学名誉教授）                          |
| 永原 慶二（一橋大学名誉教授）          | 藤原 彰（日本現代史研究者）                           |
| 林 英夫（立教大学名誉教授）           | 本多 勝一（『週刊金曜日』編集委員）                       |
| 堀尾 輝久（中央大学教授・東京大学名誉教授）   | 松島 栄一（歴史教育者協議会委員長）                       |
| 牧 祯名（元東京大学教授・駿河台大学教授）    | 山住 正己（教科書問題を考える市民の会）                     |
| 丸木 正臣（和光学園園長）            | 米田佐代子（歴史科学協議会代表委員）                       |
| 弓削 達（東京大学・フェリス女学院大学名誉教授） |                                          |



# 「八紘一宇の塔」の問題を通して 憲法施行50周年の意味を考える

パネルディスカッション： 報告者 児玉 武夫 氏 （「平和の塔」の史実を考える会会員） 30分以内  
鍬田 萬喜雄氏 （弁護士） 15分以内  
金子 弘二 氏 （宮崎大学教授） 15分以内

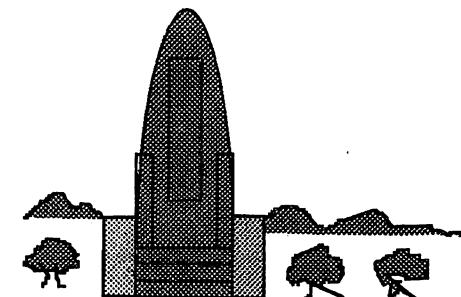
今年は新憲法施行50周年の記念すべき年にあたります。第二次大戦による甚大な犠牲の上に勝ち取られた新憲法による平和主義、国民主権、民主主義の価値はますます貴重なものになっています。このような中で一昨年来沖縄の基地問題が日米安保の是非を問う空前の国民的問題にまで発展する一方で、日米共同声明で日米安保の強化と質的転換という新たな事態を迎えていました。又、日本政府によるアジア等を中心とする人々に対する責任ある戦後処理がなされていないため、「強制連行」、「従軍慰安婦」問題等の形で噴出しています。これらに関しては昨年の「国会決議」も多くの批判を受けただけでなく、未だに政府高官、国会議員等による無反省、時代錯誤的発言がなされ、国内外の憤激を招いています。ところで、宮崎市にある「平和の塔」は1940年、紀元2600年を祝って「八紘一宇の塔」として建てられ、日本の戦争を天皇による聖戦としてアジア諸国を侵略するための精神的、思想的支柱として使われました。これは戦後も「平和の塔」として存続しただけでなく、公園の碑文には「八紘一宇の文字が永遠の平和を祈念して・・・」と歴史を歪曲した説明がなされており、市民の側からの強い批判運動がなされています。今回は「建国記念の日」に各界3人の方の報告をもとに、パネルディスカッションの形で、「八紘一宇の塔」の問題を通して憲法施行50周年の意味を考えてみたいと思います。

★日 時：1997年2月11日（火）午前10時～12時

★場 所：宮崎市総合体育館1階 大会議室（宮崎駅東側、宮崎女子高北隣）

★★どなたでも、お気軽に参加下さい （資料代500円）★★

主 催：宮崎民主法律家協会、日本科学者会議宮崎支部、「平和の塔」の史実を考える会  
連絡先：宮崎中央法律事務所 （TEL 0985-24-8820）



(資料)

第二次上海戦争開始（1937年8月13日）後に、戦場で中国軍が配布し、日本軍（宮崎県の兵士）が拾ったビラ

特高月報（昭和12年11月分）  
(中国側の反戦宣伝物状況より)

## 親愛なる日本の兵士諸君！

戦場に於て相見えること既に1カ月余、我等大砲を諸君に向けて放つ毎に堪え難き苦痛を覚える。これは決して自分の命が惜しいからではなく、1人の兄弟を殺すことは人類最大の不幸であると感ずるからだ。

この1カ月の間に諸君の兄弟は上海の江頭に葬られること3万の多きに達し、諸君の血肉の結晶たる飛行機は60機以上墜落した。

而して諸君は何を得たか？……善良なる中国の同胞を虐殺に虐殺を重ね有史以来の輝かしい中国文化を蹂躪した。この種の暴行は諸君の軍閥に一時痛快を感じさせ、国際的には正義を愛する人類に日本に対する悲憤を覚えしめた。だが諸君は？

この戦争はまさしく諸君にとって死……諸君の家族にとって貧困それ以外の何物だ？ だが諸君はなお「皇國」のためと云うのか？

よしさらば かの「満州事変」「第一上海事変」もまた「皇國」のためではなかったか？ 而して諸君の得たものは？

諸君我々はみな父母の子だ。我々が殺すにしのびぬことは諸君が我々を殺すにしのびぬと同様だ。然し、今我々は進んで祖国のために犠牲になっているのだが、諸君は何を苦しんで遠い異郷にその命を葬り去る必要がある？

友よ 我々一射一弾、これはみな我が祖国を侵略する日本軍閥に対するものだ。

だが何たる不幸ぞ、それにあたるものは、その憎むべき敵ではなく、かへつて我々と握手すべき諸君なのだ。

我々相互、中日両民族間には何らの仇恨も存しない。

実に只日本軍閥が我々の共同の敵なのだ、我々中華民族を保衛する士兵は兄弟の態度を以て諸君に告げる。

中華民国兵士

『八紘一宇』の塔を平和の塔として使えないか

0. 1965年（昭和40年）？／『八紘一宇』の文字の復元

1. 1966年（昭和41年）／私が宮崎の『平和の塔』で見たもの。他の国の文化財（？）を塔の礎石に――。

2. 1994年（平成6年）／間違っていれば改めればよいが、時間がかかるものです。

3. どのような岩石が使われているか？

花崗岩～大陸の骨組みを造っている岩石で、古い時代（億年単位）のものがある。

建物の土台や壁、石垣などに適している。熱に弱い。

閃緑岩、斑鰐岩（はんれいがん）などもこの仲間で色が黒い。

石灰岩～珊瑚礁などが石化したもので、見事な化石が入っていることが多い。

雨に弱いので、美しい化石の模様などをを利用して室内の壁面などに使われる。

大理石～石灰岩が自然の営力で蒸し焼きにされて木目の細かい岩石になったもので彫刻などに適している。

安山岩～火山地帯ならどこにでもある岩石で手軽に入手でき、堅くて小片に細工しやすいので、石器時代には手頃な道具としてよく使われていた。

砂岩～細工が簡単であり、摩耗には弱いが衝撃をよく吸収するので、敷石などに適している。

溶結凝灰岩～軟らからず堅からずの中途半端な性質が珍重されて石垣や建物の礎石に使われる。『八紘一宇』の塔の礎石の大部分はこれ。（始良カルデラ・シラス）

4. 外国の軍隊や探検家・調査隊がしたこと

・ナポレオン（1769～1821）の大部隊のエジプト遠征（1798）

・合衆国南北戦争（1861～1865）の北軍の進路

・ルーブル美術館・大英博物館の収蔵品――調査の標本・寄贈・略奪――保存効果？

5. 日本の軍隊や移民の人達のこと

センスが輝くもの（化石入りの石灰岩・眼球片麻岩）も時にはあるが大部分ははずれ！「意図」と「行動」の適否はともかくとして、『平和の塔』は世界的な「岩石博物館」になり損ねた！

6. 『靖国神社』の『就遊館』は平和のシンボルになりうるか？

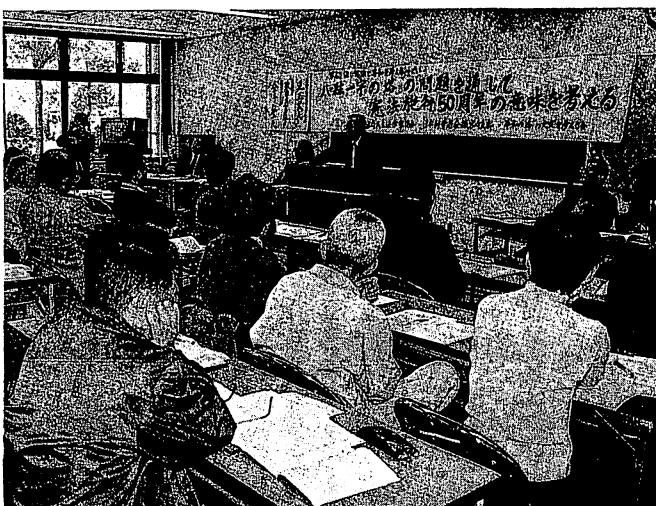
7. 今こそ本当の『平和の塔』としよう。

## 憲法と平和を考えるつどい

十一日、宮崎市で宮崎民主法律家協会と日本科学者会議宮崎支部、「平和の塔」の史実を考える会の共催による「憲法と平和を考えるつどい」が開かれ約八十人が参加、「八紘一宇の塔」をテーマに活発に意見を交換しました。

つどいではまず主催団体を代表して三人のパネラーが問題提起しました。児玉武夫氏は「八紘之堀柱建設趣意書」(一九四〇年)など建設当時の関連資料を示し、歴史的背景を解説しながら「県の碑文や観光掲示板も平和の塔と偽っている」と批判。「論争を大いにやり戦争責任を語り継ぐ遺産として残したい」と述べました。鍼田萬喜雄弁護士は、「紀元節とは何だったか」と問い合わせ、自ら体験した戦前の教育内容を紹介しながら「八紘一宇が侵略の精神であつたことは明か」と解明。

宮崎大学の金子弘一教授は「塔の石は世界各地から送られたというが、学術的にも魅力がなく岩石博物館になり損ねた」と語り参加者の笑いを誘いました。



「憲法と平和を考えるつどい」には80人が参加  
(2月11日・宮崎市)

会場から中国の留学生が漢字なので一日で八紘一宇

を語りながら笑顔があつたり拍手がおりました

の意味が読み取れました。  
なぜ平和の塔だといえるのか」と尋ね。「こんな黒木元知事の碑文がある限り本當の国際交流はできない」という韓国人の人の言葉も出されました。児玉氏はタイの観光客とのエピソードを紹介。「塔の由来を語った  
ら顏色がみるみる変わった。  
『史実を考える会』の活動を語りながら笑顔があつたり拍手がおりました」

また從軍慰安婦や強制連行問題の教科書掲載をめぐる動きや朝鮮併合に関する江藤代議士などの暴言についてもあれられ、「まだ皇國史觀を引きずった議員が政治を牛耳っている」とが

紹介。「塔の史実を語る動きや朝鮮併合に関する江藤代議士などの暴言についてもあれられ、「まだ皇國史觀を引きずった議員が政治を牛耳っている」とが

福岡から参加したという

退職教員の女性は「平和教育を研究・実践している若い教師たちが『平和の塔』を教材にしている」と紹介。「子どもたちに歴史の真実を教えるためにも、修学旅行への説明を止めよう、  
ス会社や宮崎市、県にも抗議と要請をすることにして  
いる。記者会見もしてアピールしたい」との元気な報告に会場から大きな拍手が送られました。

## 憲法施行50年と 「八紘の塔」の役割

問題。平和問題だけでもくらしや民主主義の面でも悪政をおしつけており、あらゆる分野でのたたかいが重要『臣民の中でも皇国史観が克服されこそ戦後処理が終つたことになる』などの意見が相次ぎました。

「軍隊で多くの戦死者を見送った」という宮崎市の男性が「八紘一宇の塔は侵略のシンボル。撤去すべきだと思う」と発言。これにたいして「むしろ侵略戦争の遺産として残し、眞の平和を誓う歴史資料館として活用してはどうか」などの意見も出され、「眞民的な論争と運動に発展させよう」と語りました。

真の国際交流のために